

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年12月8日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	藤原正夫君	副委員長	金丸寛君
	横山洋介君		赤澤厚君
	小澤重則君		山本今朝雄君
	三浦進吾君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（10名）

議長	小浦宗光君		滝川美幸君
	五味武彦君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	内藤久歳君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	三井敏夫君	上下水道部長	斉藤晴彦君
都市計画課長	輿石春樹君	農林振興課長	小澤明君
商工観光課長	長田裕二君	上下水道課長	小林信生君
下水道課長	山田洋君	建設総務係長	寺島信君
建設管理係長	高須秀樹君	建設土木係長	輿石文明君
まちづくり推進係長	箭本大君	整備係長	小宮山尚君
農林振興係長	保坂義実君	農林基盤整備係長	根津秀樹君

商工労働係長	鈴木結子君	観光交流係長	森澤篤史君
上下水道総務係長	二宮仁君	給水係長	土屋史朗君
下水道総務係長	小松利也君	下水道施設係長	芳賀康貴君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	山岡広司
書記	有野恵里		

審査内容

1 条例等審査

議案第83号 市道路線認定の件

議案第70号 甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件

議案第80号 指定管理者の指定の件（クラインガルテン）

議案第82号 不動産購入の件

2 補正予算審査

議案第72号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第79号 平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成28年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

3 請願審査

請願第28-3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書

4 その他

開会 午前 8時58分

○委員長（藤原正夫君） 改めまして、おはようございます。ご苦労さまでございます。

師走になりまして1週間たちました。だんだん寒さも増してくるところでございます。

昨日、12月定例会初日に付託されました案件でございます。きょうは1日で条例、また請願と審査がありますけれども、中身が大変案件が多いわけですけれども、どうか委員の皆様様の円滑なる進行をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会をいたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（藤原正夫君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案審査を行います。審査については、一問一答方式で簡潔に質問をされ、市当局の答弁もわかりやすい説明をお願いしたいと思います。

なお、本委員会条例第19条第1項の規定により、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。審査については、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

審査に入る前にお諮りをします。本日は円滑な審査を行うため、お手元に配付した審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認め、そのようにしたいと思います。

それでは、初めに条例等の審査を行います。

議案第83号 市道路線認定の件につきましては当局の説明をお願いをしたいと思います。

三井建設部長。

○建設部長（三井敏夫君） 改めまして、おはようございます。

本日の常任委員会、よろしく願いいたしたいと思います。

ここで私からお願い事がございまして、実は下笹建設課長におきましては、12月6日から急遽下肢急性動脈閉塞症という疑いがありましたため、検査、それから治療の入院となりましたので、したがいまして、本委員会につきましては担当係長から説明をさせますので、よろしくご了解お願いいたします。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 今、三井部長からの説明がありましたように、下笹課長、ちょっと体調が悪いということで、本定例会欠席でございます。その分係長さんたちが説明をするので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、説明に入りたいと思ひます。

説明を高須係長にお願ひしたいと思ひます。

高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） それでは、よろしくお願ひいたします。

市道認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案第83号 市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、本定例会市議会において議決をお願ひするものでございます。

議案集45、46ページ、位置図につきましては議会資料15ページから18ページになります。

それでは、議案集の45、46ページで説明をさせていただきます。

今回認定をお願ひする路線につきましては11路線になります。9月26日及び11月22日に開催された常任委員会で既に路線番号596、柳原宅造1号線から路線番号4019、冷田宅造5号線の7路線につきましては、現地を視察していただいておりますので、本日は議会資料の46ページ、路線番号298、上ノ段宅造6号線から路線番号301、北川宅造2号線の4路線について現地視察をお願ひし、さきに視察していただいた路線とあわせ、11路線について認定をお願ひするものであります。

本日認定していただく路線につきましては、下今井字上ノ段地内、大垓字日向地内、龍地字北浦地内、龍地字北川地内の4路線で、いずれも宅地分譲に伴う開発区域内の路線認定でございます。

詳細につきましては、現地でご説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

審査については、現地踏査の後、委員会室へ戻ってから行いたいと思ひます。

ここで現地踏査に係る委員派遣についてお諮りいたします。

お手元に配付した派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定をいたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地へ向かうため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前10時15分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

現地踏査、ご苦労さまでございました。

それでは、これより審査に入ります。

先ほどの現地踏査を踏まえ、議案第83号について委員より質疑を受けます。

質疑ございませんか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） 番号が298番の下今井のところなんですが、補修されたところをするということで、それはそれでいいんですけども、補修されたところもちょっと結構雑だったところも見受けられたんですけども、今後どういう対応をまたしていくのかということを教えてもらってもいいですか。

○委員長（藤原正夫君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） 雑な部分につきましても瑕疵担保2年という期間がありまして、その期間内であればうちのほうが指導して、業者に補修をしていただくということができまので、その辺を指導していきたいというふうに考えております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今の関連した件なんですけれども、きょう見て、補修してあった。確かに補修はしてあったけれども、継ぎはぎみたいね。見た目もよくないし、基本的に市道として認定する。これはもう市道になるわけだから、結構きちっとした舗装もしてある業者もあるので、やっぱりその辺はきちっと指導していかないと、去年も敷島のところで1カ所あって、確かに2年間はそれはあるかもしれないけれども、やっぱり市道として認定する以上はきちっとした形で受けないと、継ぎはぎだらけだからいいや、補修してあるからいいやということじゃなくて、その辺もよく今後指導して、注意をよく業者にして、認定するに当たって審査というか、その辺厳しくしていただくと。これは要望でいいですから、今後気をつけてやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 要望でいいですか。きょう見た3路線全部ということで。

○委員（赤澤 厚君） 全体的に道路認定。

○委員長（藤原正夫君） 全体的、道路認定の今後に当たって。よろしいですか。

ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 瑕疵担保責任が2年ということですからけれども、この件じゃなくて、過去この瑕疵担保責任でやってもらった修正ですね。そういう案件は何件かあるんですか。お尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） 市道認定後もやっぱり沈むところが出てございますので、こちらの道路のパトロールあるいは住民から問い合わせがあった場合は、2年の期間内であれば、こちらのほうで指導をして補修をしていただいております。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 逆に言いますと、2年後に陥没というのもあれだけれども、補修したとか、そういう例は、2年後、10年とかじゃなくて、そういう中で事例があったかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） 特に大きな陥没というものは、今のところ沈みというのは確認されておりませんので、その辺は2年を超えますと、住民から問い合わせがあった場合は

現地を確認しますが、その辺は特にここ最近は見つかりはされていない状況です。

○委員長（藤原正夫君） 三井建設部長。

○建設部長（三井敏夫君） 補足させていただきます。

見ていただいたところ、沈み等のところは構造物周りでありまして、構造物周りにつきましてはどうしても転圧不足が見受けられますので、今後検査等で転圧不足がないよう指導していきたいと思っております。

また、先ほど係長申しましたように、2年間の瑕疵担保ありますので、その間でごくきれいに保つような格好でしたいと思っておりますので、ご理解のほうをお願いします。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 認定する前にいろんな業者が入り出すんですね。例えば大きな重機、クレーンが入ったりとかしますんで、そういうところの舗装を傷めたとか、あるいは下水道があるところは下水道のほうが沈むわけですよ。逆に言うとそういう出入りする業者に指導のほうは市からは要望しているんですか。道路管理を十分注意していただくように工事に入ってほしいということは今後もあるわけですね。今現在終わったところもあるんですけども、これからもそういう業者が入るわけですから、その辺の指導をなさっているかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 高須係長。

○建設管理係長（高須秀樹君） それにつきましては、開発業者を通して、建築中は十分その辺を注意してくださいという話はしておりまして、もしも見つかった場合は、その辺の開発業者と実際の建築現場に入った業者との間で話し合いをしていただいているような状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けます。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案ごとに順次討論、採決を行います。

初めに、議案第83号 市道路線認定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で、議案第83号 市道路線認定の件を終わります。

ここで暫時休憩をし、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、議案第70号 甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） お疲れさまです。

それでは、商工観光課から本日もお願いいたしますのは、甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてであります。

お手元の甲斐市定例市議会議案及び甲斐市定例市議会資料の1ページをお願いいたします。

まず、制定の趣旨、経緯ですが、平成26年6月、国で小規模企業振興基本法の制定及び中小企業基本法の改正が行われました。この中で特に地域経済の担い手である中小企業者、

小規模企業者の振興は、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを再認識するとともに、中小企業者、小規模企業者の振興については多様な主体との連携及び協働により関係機関が一体となった施策を進めることを求めています。このため、中小企業者、小規模企業者の振興についての基本理念や基本方針を示すとともに、中小企業者、小規模企業者の振興に関する基本的なルールを制定する必要があるため、本条例を制定するものであります。

次に、施行日ですが、公布の日から施行となります。

次に、条例の内容ですが、市内企業の大多数を占める中小企業者、小規模企業者の振興については、市、事業者、経済団体、金融機関、学校、市民の役割を明確にし、中小企業者、小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的にするため、基本原則を定めるものとなります。

第1条は、この条例の制定目的であります。

第2条は、定義として、この条例に掲げる用語の意義を定めています。

第3条は、中小企業者等の振興についての基本理念を定めています。

第4条は、基本理念にのっとり、市が講ずる振興施策の基本方針を定めています。

第5条から第10条は、各関係機関の基本的な役割を定めています。

第11条は、振興施策の策定等については、中小企業者等、その他関係団体の意見を反映させるため、意見交換の促進を図るための措置を講ずるものとしております。

第12条は、条例施行に関し、必要な事項は市長が定めるための委任であります。

以上が条例の内容であります。

次に、市の広報紙甲斐及び市ホームページで本年8月1日から8月26日まで基本条例の骨子案についてのパブリックコメントを募集しました。また、小規模企業の経営育成の観点から、甲斐市商工会にも意見をいただき、商工会の意見も含め、3件の応募がありました。

次に、近隣市町の条例制定状況ですが、まず北杜市が平成21年10月、韮崎市南アルプス市が平成28年3月、笛吹市が平成28年9月、甲府市が平成28年12月に制定予定であります。

なお、平成27年7月には甲斐市商工会から小規模企業振興基本条例の早期制定を求める要望書が本市に提出され、県においても平成28年3月11日に山梨県中小企業・小規模企業振興条例が公布、施行されました。いずれにしましても、本市では中小企業者、小規模企業者の振興に向けた基本理念を明確化し、施策を推進するためにこの条例の制定を考えるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

横山委員。

○委員（横山洋介君） パブリックコメント3件あったということなんですけれども、内容について教えてもらってもよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 鈴木係長。

○商工労働係長（鈴木結子君） パブリックコメント3件いただいたそのまま読ませていただきます。

まず、1件目、経営資源の脆弱性等小規模事業者の特性を配慮する中で、その持続的発展を図ることを明記されたい。

2件目、理念条例として妥当と感じましたが、参画者の事業者とともに働く企業従業員や家内労働者の位置づけを明確にされたいかがでしょう。

3件目、条例を理念で終わるのではなく、実質的に条例を活かす仕組み（中小・小規模企業の状況やニーズを把握し、有効な施策の展開につなげる場等）が必要であることから、多様な関係者からなる中小・小規模企業振興会議の設置へ改稿されたい。

以上3件になります。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） ありがとうございます。

基本的に中小企業、小規模企業ということで、商工会等々、各種団体に入っている企業もしくは商店等々はいいと思うんですけれども、それ以外の登録してない商店等、飲食店とかあると思うんですが、そういったところにはどういうふうなかかわり方を今後していかれるんですかね。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 条例案の11条にありますように、この条例、基本条例ということで今回お願いしているわけですが、この11条の中で関係機関の意見を求めることになっております。また、今後商工会と協議しながら、その意見を求める方の人員を決めたりしていく中で、そういう方の意見も反映させるような形で会のほうをつくっていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

三井建設部長。

○建設部長（三井敏夫君） 補足でございます。

お尋ねの各種団体に入っていない方に対するかかわりということではありますが、ここで定義でございます小規模企業者というのは、団体に入っている、入っていないは関係ございませんので、全ての小規模事業者の方を対象とした基本理念の条例であるということでご理解いただければと思います。

○委員長（藤原正夫君） 横山委員。

○委員（横山洋介君） そうなると、先ほど11条で各種団体の意見を反映させるということですが、基本的に入っていれば、そういった意見が反映されると思うんですけども、入っていない方はどうやって意見集約をしていかれるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 三井建設部長。

○建設部長（三井敏夫君） ここで言います11条、先ほど申しました11条で、中小企業者等、その他の関係団体に対してということでございますので、関係団体だけではございません。ですから、それをこのご意見を伺います、その期間を制定するときに、その辺を考えながら制定をするということとなりますので、ご理解をお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 関係なく。よろしいですね。

○委員（横山洋介君） はい。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 正直言って勉強不足で、なかなか難しくてわからないんですけども、基本的に市としてこの条例で基本理念という形で第4条に、前条に定める基本理念にのっとり、市が講ずる振興施策、基本方針を次のとおり定めるということで、ここに7つばかりこういった事業を図るといふことがある。具体的にどんなふうなことが、この経営基盤の強化を図るといふんですけども、実際にどんなふうなことをやっていくのか。もし今そんなふうな計画というか、事業というか、そんなようなものがあつたら。具体的によく見えないんです。わからんわけじゃないけれども。委員長、基本的にこれをどういうふうに市として事業をこの後に展開していくあれもあるのかと、基本的にね。さっき北杜市が平成21年からもうこの条例をやっているということで、前例でこの北杜市のこういったものも聞いたあれがあるんですかね。もしその前例があつたらちょっと教えてもらえませんか。

○委員長（藤原正夫君） 長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 今現在ですが、その中小企業、小規模企業者に対しては、市としては利子補給等の制度を行っておるわけですが、同じ説明になってしまうかもしれないですが、この11条に載っているとおり、関係団体の人に集まっていた中で、今後もそういう政策が必要なのか。また、新たにその辺関係機関の方から意見を聞いた中で、今後はこういう政策を市のほうで考えていただきたいというような形で意見集約をしていこうというふうに考えておりますので、今現在主だったこれを進めるとか、そういうふうなあれは今のところありません。ただ、それで先ほどのご質問の中で先進の市があるということですので、そちらのほうにも今後意見等を伺いながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これ条例自体は中小企業の振興ということで、市が深くかかわって、いろんな面で推進のために協力していくということは、これはいいことだと思うんですね。ただ、今言ったように、基本的に言えば各種団体、または商工会、中小企業の担当者たちの意見を集約した中で市としてできることをやっていくというのが基本の形ですか。そんなふうに理解していいんですか。ちょっと再度お願いします。

○委員長（藤原正夫君） 長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 赤澤議員のおっしゃるとおりでありまして、その意見をいただいた中でいろんな予算的に必要な分も出てくるかもしれませんが、そうなった場合は、そういう意見をまた反映するような会議をつくっていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的にそういった会議を開くというのは意見を集約する会議をやる。これはやっぱりある程度の1年に何回とか、そういった計画を持って今からのことなんですけれども、どんなふうな形でやるか。もし計画とかありましたら教えてもらえばありがたいです。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 今の時点では何回開催するとか、そういう計画は持っておりません。やはり今後、一番相談に乗っていただけるのは商工会ですので、商工会のほうと協議した中で、必要に応じて、まず会議を設置するんであれば、規則とか要綱の設置が必要に

なってくると思いますので、そういう形で対応したいと考えています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に商工会のほうからちょっと説明を受けた経緯もあるんですけども、当然いろんな面において商工会を中心の中で、商工業中小規模、またその他の商店街の意見等を集約をしていくと思うので、商工会とやっぱりいい意味でタイアップした中で、せっかく条例を制定した以上は生かしていかないとならないと思いますので、今後も商工会といい意味で連絡とりながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。要望で結構です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

保坂委員。

○議員（保坂芳子君） 国のほうではもう結構前にこういうものを出しているわけなんですけど、地域振興とか、こういったことを振興したいということはしょっちゅう私たちも言っているし、行政のほうも年中毎年毎年言っていることなのに、どうして今ばたばたと何か条例をとこの経過ですね、この辺のところをちょっとお知らせいただきたいんですが。

○委員長（藤原正夫君） 三井建設部長。

○建設部長（三井敏夫君） お答えします。

先ほど説明にありましたとおり、実は山梨県の制定が28年の3月ということで、一般質問等でこの条例の制定について伺ったところではありますが、県の方針、方向性を見てからつくりたいというのが私どもの考えでございましたので、県の方針を見させていただいてつくりました。例えば先ほど来ご質問等いただいておりますが、この条例、中小企業等の支援を行うというものでございますけれども、各種団体の責務もうたってございます。ということは、各種団体及び中小企業の皆様も自助努力をしていただくということもうたってございますので、そのような条例になってございます。先ほど来ありましたお話を聞く期間の設置でございまして、それを入れるのか、入れないのかということも1つ議論もありましたが、県のほうの条例の方向を見まして、私どものこの条例の決定をさせていただいたという経緯がございます。パブリックコメントも広くとらせていただいたので、制定をお示しするのが

今になったというふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） その今県の方向を見てから市はそういうのを制定したんだという、その考え方とかやり方を間違っているとは思わないんですね。ただ、やっぱり今地域創生で言っていることはもう直接国とタイアップしていきなさい。自分たちのところは自分たちで考えてやっていきなさいという時代ですから、ちょっとそれはあれかなと思う。どこかありましたね。先進的にやっているところもありましたよね。やっぱりそういうところから比べると、そういった意味でもうちょっと積極的にやってほしいかなと私は感じるんですね。市の役割というところに必要な調査研究を行うと。財政上の措置を講ずるというふうにあります。が、最初に。

〔発言する者あり〕

○議員（保坂芳子君） 関連です。この計画というものに対してはどういうことを一番最初にやろうというふうに思っていますか。第5条のところに市の役割というのがありますよね。そこのところで必要な調査研究を行いとありますけれども、市としてはどんなことを一番最初にやろうと思っていますかということです。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） お答えします。

市としては先ほどから何回も答弁をさせていただいておりますが、一番身近にあるのが商工会ですので、商工会と協議した中でどんなやはり課題が出てくるか。そういうものを精査しながら、一番最初に会も立ち上げるのもどういうふうにしたらいいかというのを含めまして、協議研究していくという形をとりたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

清水議員。

○議員（清水正二君） すみません、先ほども赤澤議員のほうからも出たんですけども、パブリックコメントの中で、基本条例を理念だけで終わらせることのないようにというふうなポイントがありました。そういった中で条例をここで制定して、11条のところにあります関係団体の意見を聞き、これからいろいろなことをしていくと。規則にしる要綱にしる決めていくわけですけども、そういった意見を取り入れる中で、いろんな形があると思うんで

すけれども、先ほどお話がありましたように、小規模企業ですね。今までは中小企業という形の中でありましたけれども、これ小規模企業も加わったということで、国の認定とかそういうことがあるんですけれども、そういう形の中のプロセスとして、そういったものを実際に有効的にする。意見交換をした中でやるんでしょうけれども、そういったプロセス、先のことになりますけれども、プロセスをしてどの程度の期間というのを1年とか2年とか、そういうものを当局では見込んでおるんですか。ちょっとお聞かせください。

○委員長（藤原正夫君） 長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） お答えします。

本条例は本当に基本理念を示すものでありますので、実質的に条例を生かすための取り組みとなる意見交換や会議等については今後関係機関と協議しながら、必要に応じ、規則や要綱などを整備した中で対応していきたいと思いますが、新年度に入ったら早速そちらのほうの準備を年度内には、新年度の中では新しい組織といいますか、会議の立ち上げ等は考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 清水議員。

○議員（清水正二君） そういった中でもって当然委員会のほうにもそういった報告をされて進められるというふうな考えでいいですか。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） また報告する案件が出てきましたら、所管の委員会のほうにご報告を申し上げる計画であります。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） これはお願いだけですからいいんですけれども、パブリックコメントが3件あったということは、今までのいろんな報告の中でなかなかパブリックコメントは出てきているあれがないので、素晴らしいなと思っております。それで支障がないようでしたら、このパブリックコメントがどのようなコメントであったかということを私たちに文面でいただけるといいかななんて思いますので、また急ぎではありませんけれども。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 今滝川議員から要望というお話ですが、もしあれでしたら、この建設経済常任委員会終了までには文書のほうで資料をお渡ししたいと思います。

また、パブリックコメントということですので、市のホームページのほうでも意見の内容、またその内容に対しての答弁等公開されておりますので、そちらのほうもまたよろしければ見ていただければと思います。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、この基本条例が制定されまして、基本的なことしか当然記載してないわけですが、12条で委任がしてありますよね。この条例の施行に関し、必要な事項は別に市長が定めるということで。当然施行規則なんかがあるかと思いますが、ここに今本日資料としてないということはまだつくってないというように理解しておりますけれども、今後どのようなものが想定されるのか。またいつまでに制定をしていく予定なのかお尋ねいたします。

○委員長（藤原正夫君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 今後想定されるものですが、11条にあります意見の反映があります。その意見の反映については先ほどご説明させていただきましたが、何らかの会議等を立ち上げた中で意見を反映させていかなければならないというふうに考えておりますので、まず最初にその会議の設置条例と申しますか、設置要綱、設置規則等が必要になると考えております。期間的には来年度早々を考えております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

なければ、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第70号 甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第70号 甲斐市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ご苦労さまでした。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、議案第80号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

小澤農林振興課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

農林振興課から議案第80号 指定管理者の指定の件について説明をさせていただきます。

議案書は39ページ、議会資料につきましては3ページをお願いいたします。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、名称、甲斐敷島梅の里クラインガルテン。位置、山梨県甲斐市牛久3294番地でございます。

2、指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、所在地、山梨県甲斐市牛久3294番地。名称、農事組合法人ゆうのう敷島。代表者の氏名、代表理事組合長、長田正興でございます。

3、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成34年3月31日であります。

提案理由。指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものでございます。

次に、議会資料で補足の説明をさせていただきます。

議会資料3ページをお願いいたします。

1の対象施設につきましては、甲斐敷島梅の里クラインガルテンでございますけれども、今回の指定管理者の指定につきましては、来年3月末の指定管理期間満了に伴いまして再度

更新するものでございます。

2の公募形態につきましては、非公募とさせていただきます。

3の指定期間は、来年4月1日から平成34年3月31日の5年間としてございます。

4の募集及び審査の経過でございますが、本年10月14日に申請書類が提出され、同日書類審査を行いました。平成28年10月26日に指定管理者選定評価委員会におきまして第2次審査及び最終審査を行い、11月1日に指定管理者選定評価委員会の候補者選定の報告書が市長に提出され、指定管理者の候補者の決定通知を送付いたしました。

5の仮協定書の締結でございますが、本定例会におきまして指定管理者の議決がなされるまでの間ということで、先般11月14日付で仮協定書を締結の上、地方自治法の規定に基づきまして今議会に議案として提出させていただいているところでございます。

7の基本協定書の締結でございますが、今議会でご議決をいただいた後に、基本協定書を締結いたしまして、来年4月から新たな指定管理機関として管理運営をお願いしていくこととしております。

次に、資料4ページ、5ページに基本協定書の基本事項がございますが、4の指定管理者が行う管理業務の範囲といたしまして、(1)管理施設の利用許可に関する業務、(2)としまして、管理施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務、(3)としまして、管理施設等の維持管理に関する業務、(4)としまして、市または指定管理者が必要と認める業務となっております。

5の管理施設の改修費等につきましては、(1)といたしまして、管理施設の修繕、改造、増築、移設につきましては、原則として市が必要性を判断するものとし、実際に際しましては両者協議して実施するものでございます。

(2)といたしまして、管理棟施設の修繕等につきましては、1件につき50万円未満のものにつきましては指定管理者の費用と責任におきまして実施するものとなっております。

その他公共スペースにつきましては、1件につき5万円未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施するものとなっております。

6の情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律及び条例、また情報公開条例の規定に準拠することとしております。

7の備品等の取り扱いにつきましては、備品等は無償で貸与し、備品等の修繕につきましては、1件につき10万円未満のものにつきましては指定管理者の費用と責任におきまして実施していただき、備品の更新、新規購入は市が主たる責任を負うこととしております。

8の業務実施に係る市の確認事項につきましては、指定管理者は毎年年度終了後30日以内に業務の実施状況、利用状況、収支状況、自主事業の実施状況などの業務報告をいただくこととしております。

9のモニタリングにつきましては、管理業務の実施状況に関して年次事業報告書として記録すること、利用者へのアンケート調査を実施すること、管理業務の実施状況に関する自己評価を実施することを定め、市は随時指定管理者に対して管理業務の実施状況について説明を求め、必要があると認めるときは指定管理者に対し業務改善について勧告し、または指示することができるとしております。

10の指定管理料の支払いにつきましては、市は本業務実施の対価として指定管理者に対しまして指定管理料を支払うとし、市が指定管理者に対して支払う指定管理料の詳細につきましては、別途年度協定に定めるものとしております。

11の利用料金及び取り扱い収入につきましては、本施設の利用料金は指定管理者の収入とするものでございます。

最後に、12として違約金について定めております。

次に、6ページをお願いいたします。

年度協定書の基本的事項を掲載させていただいております。こちらにつきましては指定管理者の年度協定の目的、それから29年度の業務内容を定めるとともに、29年度の指定管理料につきましては支払い期ごとの金額を定め、支払うこととなっております。

以上、甲斐敷島梅の里クラインガルテンの指定管理者の指定につきましてご説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） クラインガルテンの指定管理ということで、これは梅の里が大変一生懸命事業に取り組んでいただいて、かなりこのクラインガルテン自体が本当に評判がよくて、結構入居者が多いということで、大変結構だと思うんですけども、ただ、基本的にガルテンのもう年数が10年たっているのね。こうなると今度当然今から修繕費というのはかなりかかるという予測がされるんですけども、50万円以下だと要するにゆうのうがやると。50万円以上になると市のほうから修繕費ということで、かなり今からそういう修繕が、当然木造住宅なので、老朽化してきて、今からそういったことがかなり予測されるんじゃないかと

思うんだけど、その辺の展望というか、その辺の考えはどんなふうに考えているか、ちょっとあったら教えてもらえますか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 既に生け垣とか区画についてはかなり修繕が必要なところも出てきておりますので、随時そのときにそれらについては入れかえの際に修繕のほうを行っているわけですが、建物についてはまだおかげさまでそういった大規模な修繕等の要望等がございませんので、行っておりませんが、今後につきましてはこちらの入会金のほうが30万円、使用料40万円いただいているわけですが、その残りの部分については基金で積み立てておりますので、そちらの大きな修繕等が出るような事態になりましたら、そちらのほうで対応していきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に建物は耐震は何年ぐらいの見込みでいるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 建物が平成17年、18年の建築でありますので、耐震のほうは問題ないかと思えます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 耐用は、大体建物は20年ぐらいなのかな。建物自体の耐用年数。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今正確な数字はここで持ってないんであれですけど、25年ぐらいかと思えます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然25年となると、そういった基本的に25年先には建物を建てかえとか、そういったことは予測されるわけ、基本的にもう。これだと結局今基金を積み立てているという状況を踏まえると、やっぱりその後15年後にはそういったことが起きるということに基づいて基金を当然積み立てているということによろしいんですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） はい、そのための基金と考えております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

なければ、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員、質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） このクラインガルテンのスタートがお助け農家とか、そういうようなことでスタートしていると思うんですよね。そうすると、非常にそのお助け農家の方々も10年たつと高齢化しているということで、このクラインガルテンを今後も維持していくためには、そういったソフト面の充実という部分も非常に重要な部分になってくると思うんですよね。その点の運営上のことについては特段ないのか、その辺教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） やはり高齢化が周辺におきましても進んでおりまして、もともとが高齢化による耕作放棄地というところからもスタートしている点でもございますけれども、現在、お助け農家のほうはちょっと数字持っていないんですけれども、役員のほうについても、やはり同じような形で平均年齢が上がっておりまして、運営のほうもだんだん高齢化してくると厳しいというようなこともありますので、理事会の中でその組織改革としまして、また理事のほうの人数をただいま5人から7人に増やして、幹事さんをやっていただいている方が若干年齢的には若い方ということの中で、その方が理事として回っていただいて、若い人をできるだけ取り入れるような形で運営のほうもしていきたいということで、理事会の中でも話をされているということで報告のほうを受けております。

また、事務局長につきましても、一度やめた方が戻ってきていただいているんですけれども、年齢がいつているということの中で、昨日その方が勤めていた会社の後輩の方がサブで入っていただくということの中で、事務のほうもそういった形で若い世代の方にも徐々に入っていただいて、できるだけ若返るような形で、極端に若返ることは難しいんですけれども、若干でも若返るような形で考えているということですので、報告を受けております。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。ぜひ今後そういった部分においてもしっかりとサポートしながら、運営が継続的にいけるようお願いしたいと思います。これは要望で結構です。ありがとうございました。

○委員長（藤原正夫君） ほかにありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっとお伺いしたいんですが、指定管理者選定評価委員会というのがあった。これを経て今回この議案の提出ということになったと思うんですが、例えばプレゼンテーション、ヒアリング等々の中で、じゃ、次の5年間もしくは来期はこういった新しいことをしましょうよとか、そういう提案があるはずなんですよ。その辺は具体的にはどんなことを出されたんでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） その中で出た提案としましては、売り上げのほうをもう少し伸ばすということの中で、バーベキューセットを前年に買ったんですけども、バーベキューに当たっては、野菜等もよそから買ったものを用意したというようなこともあったんですけども、今後については、自分のところでとれた野菜を半端ものであればカット野菜にすれば使えるということの中で、できるだけ自分のところでとれたものを食材として活用をして、その分利益が上がるようにしていくというような提案もございました。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 新しい事業があると思うんですけども、その中でモニタリング、これは5ページですか。利用者へのアンケート調査の実施とあるんですが、実施だけでは何も意味ないですよ。これをどうやって反映するかという文言がどこにもないんですが、どこかに出ていると思うんですが、アンケート調査実施してどうするんでしょうか。この辺ちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 27年度のアンケート結果もいただいているわけですけども、結構厳しい意見もいただいておりますので、そういったものについては随時反映をしていきたいと考えております。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） これはクライנגルテンがいわゆる売り上げが上がってもうかるようにということが終局的には一番いい方向なんだろうと思うんだけど、広域農道の開通が一番効果が上がる、期待できる方法だろうと私は思うんだけど、そのところら辺が見通

しが立たない中で、やっぱり例えば新しく増やすのも、あるいは売り上げを伸ばすのも根本にそこが必要だ。だからできるだけ早くそういうような車の行き来が簡単にできるということを早く望んで、働きかけるべきと思うんだけど、その辺はどうでしょうかね。

○委員長（藤原正夫君） あれ見ると、またちょっと新政さんからですか、赤澤議員も代表質問の中で道路があって売り上げというのは……じゃ、あれの範囲でいいですから。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 指定管理者のゆうのう敷島さんからも毎年評価ヒアリングのほうで、管理シートの評価ヒアリングというのがございまして、その際にもゆうのう敷島さんも言っているんですけども、やはりゆうのう敷島につきましてはそちらの開通を見込んで、あちらのクラブハウス等も行っているということでございますけれども、今の状況を見ますと、なかなかその開通も供用開始もいつになるかというところは難しい状況でございますので、その辺は事務局からもクラインガルテンのほうには今の状況では厳しいですよという話は伝えておりますので、もうそろそろ開通したら売り上げが上がるということをいつまでも言うんではなくて、それを余り考えないで、別の考え方で、今現在どうやって売り上げを上げていくかということと一緒に考えましょうということの中で、先ほどのカット野菜の話も出ておりますので、そういった形で、できれば当然売り上げのほうも見込めるわけでございますけれども、その後よってけしとかJ Aさんのほうでも直売所ができたりとか、そういう厳しい状況でございますので、そんな中でお願いしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

ほかにございますか。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第80号 指定管理者の指定の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第80号 指定管理者の指定の件を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ここで10分間休憩しますので、再開は11時20分です。お願いします。トイレ休憩です。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

委員の方にお願いがございます。この後、まだ条例、補正予算、また請願等もありますので、時間も押しています。円滑な質疑等をお願いしたいと思います。よろしゅうございますね。

次に、議案第82号 不動産購入の件を議題といたします。

当局の説明を求めます。

興石都市計画課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、都市計画課から議案第82号の不動産購入の件につきまして説明をさせていただきます。

議案書の43ページをお願いいたします。43ページになります。

不動産の購入の件、（仮称）上八幡公園整備事業用地として、次の土地を購入するものとする。

1、不動産の所在地及び数量。所在地につきましては、甲斐市西八幡字五本松、地番、2999番ほか34筆。地目、田、畑、宅地、雑種地、用悪水路。面積、1万6,070.82平米。

2の所有者でございますが、表記のとおりでございます。

3、購入予定価格、2億1,224万5,644円。

提案理由。この不動産の購入については、甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分 の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由であります。

それでは、定例市議会の資料の12ページをお願いをいたします。資料の12ページです。

まず、位置図ということで、場所につきましては玉幡中学校の北側になりまして、図面の斜線の部分になります。東西が約100メートル、南北約200メートル、全体面積が2万平米を計画しております。

13ページをお願いをいたします。

全体の購入予定面積につきましては、公園整備面積約2万平方メートルのうち、1万6,070.82平米を計画しているものでございます。

14ページをお願いをいたします。

(仮称)上八幡公園整備事業買収予定地につきましては、表の西八幡2994番2から西八幡3111番2までの35筆であります。地目面積につきましては、田が29筆、1万3,711.07平米、畑が2筆、1,129平米、宅地が1筆、1,176.74平米、雑種地が1筆、37平米、用悪水路、2筆、17.01平米、合計35筆の1万6,070.82平米であります。

買収予定価格につきましては、不動産鑑定をもとに、農地が1平米当たり1万2,000円、雑種地が1平米当たり1万5,000円、宅地が1平米当たり2万7,000円、用悪水路が1平米当たり2,400円。予定買収価格の合計につきましては2億1,224万5,644円であります。

土地所有者につきましては、表記のとおり14名でありまして、市内の所有者が11名、市外の所有者が2名、県外の所有者が1名であります。

今後の予定であります。用地買収を平成28、29年の2カ年で行いまして、公園整備を平成30年、31年度で行う予定であります。

以上で不動産購入の件の説明とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

○委員長(藤原正夫君) 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員(赤澤 厚君) ちょっとこの間の議運のときにも聞いたんですけども、基本的にもう地権者から仮の契約をしている人もいるし、若干替え地が必要だという人たちもいるということで、これを見ると29年度に土地の取得をするということで、基本的に予算盛って、計画持って、こういった事業は要するに地権者の理解がないとできないということで、14名の地権者のもう目安は大体はついてるということですか。

○委員長(藤原正夫君) 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 現在、仮契約が10名済んでおります。そのほか相続の関係、代替地の関係ということで、事業自体の内諾はいただいているんですが、そのような手続を今必要というようなことの中で、あと4名の契約を今から進めるという状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） さっきもちよっと言った、替え地が何か求めている地権者もいるということなんだけれども、ちょっと聞いたときには、ここを前、きのう委員会で現地を視察行っている場所を見ているし、あったんですけども、あの中に加賀美建材の資材置き場みたいのがある、当然あいつたところは替え地がないとならないと思うんだけど、そういったところの基本的目安はついているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 先ほど言った企業地につきましては、本人のほうから一部ここにしたいというようなことで相談をいただいている部分がありますので、現在、その内容について協議のほうを進めているという状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） こういう公共事業は結局我々もちよっとかかわった経過があるんだけど、替え地はあくまでも地権者が自分で探すと。市と県ではそこに携わらないというような県のほうはそうだったんだけど、この場合は市のほうである程度そういったものは物件を探してやるとか、そういったものの中に入れてやるとかはしているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 相手のほうからそういう要望があれば、市としてもできるだけのことに対応するというで現在動いております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） そういうことで対応はよかったんですけども、本当に基本的に替え地の場合が非常に苦勞するというで、本当に地権者に任してしまうと、地権者はなかなか苦勞してしまって、協力はしたいんだけど、場所がなくて大変だということがあるので、ぜひ市のほうも極力相談に乗ってあげて、できるだけこういったものに協力してあげて、できるだけ早くに替え地が見つかるように努力してもらえるとありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今の買収予定面積がございませけれども、ここに玉幡中学校がございませね。玉幡中学校の生徒も含めて考えると、公園ができれば、また利用者も多くなろうと思ひませけれども、今回買収予定の土地で道路に面しているところは、例えば何メートル確保、セットバックを考へているのか、その辺はもし計画があればお聞きしたいと思ひませ。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） まだ詳細設計のほうは入っていませんので、今後詳細設計に入る段階で協議検討していくという状況でございませ。

○委員長（藤原正夫君） 三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 要望も含めて、玉幡中学校、生徒の自転車もあつたり、通学路を考へて、ここの北側の道路といひませか、東西に通る道ですな。この道が意外と狭いんですよな。狭いから長期的なビジョンの中で道路整備をお願いしたいと思ひませけれども、そういう点でお考へがあるかお聞きしたいと思ひませ。

○委員長（藤原正夫君） ちょっと休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○委員長（藤原正夫君） じゃ、会議を再開します。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

なければ、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けませ。

傍聴議員の質疑ございませか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お訪ねしますが、先ほど単価が農地が1万2,000円、雑種地が1万5,000円というような報告がございませましたが、これ一律でこの金額なのか。例えば道路に面しているところは幾らで、全然面していない農地は幾らというの、そういう基準といひませ

すか、全部一律なのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 現在、一律で考えております。

○委員長（藤原正夫君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） じゃ、それで道に面しているとか、そういう方のほうも了解していると。特に、いや、もっと道に面しているところが多くて、一緒じゃおかしいじゃないとか、そういうような話はなかったわけですか。大丈夫ですか。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） 基本的に私たちもその辺は心配しまして、不動産鑑定士にもちょっと協議をさせていただいたんですが、一定のそういう公園用地として購入する購入農地等のこのエリアの場合であれば、同一単価で問題ないということの中で、今まで仮契約をさせていただいた中でもそういう話は出ておりません。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この公共施設に公用地を売却する場合の優遇措置というか、そういうものというのはどんなものがあるか。

○委員長（藤原正夫君） 箭本係長。

○まちづくり推進係長（箭本 大君） お答えさせていただきます。

今回の公園の整備事業につきましては、公共用地の収容という形で買収をさせていただきますので、売買価格5,000万円までについては譲渡所得税がかからないという形で、本年6月に税務署のほうに既に協議をさせていただいて、該当になる旨の回答をいただいております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これのあれからいくと、5,000万円以上になってもいいということだね。

○委員長（藤原正夫君） 箭本係長。

○まちづくり推進係長（箭本 大君） 現在の予定ですと5,000万円を超える方はいらっしゃいません。

○委員長（藤原正夫君） 斉藤議員。

○議員（齊藤芳夫君）　ここに隣接する市の所有地がくっついていますよね。これ3,000平米から4,000平米かそのくらいあるようなんだけど、私、現地見てないでこんなこと言って申しわけないんだけど、これの西側というか、川沿い側に細長く報告書を見るとあることになっているんだけど、これは今何も利用されてないところでしたかね。

○委員長（藤原正夫君）　興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君）　議員さんが今ご指摘したところは、現在環境課が処分地として使っている部分だと思いますけれども、西八幡のその処分地については全体で1万1,134平米ほどございます。そのうちの今回公園用地ということで3,000平米ほどを使わせていただくという状況で、あと残りがまた一応管理地ということで、使用は環境課のほうで続けていくという状況でございます。

○委員長（藤原正夫君）　齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君）　再度確認だけでも、ということは、今ここのところで液肥や剪定枝だとやっているところの土地は全てが市の土地で、そのうちの分筆して3,000平米なりを2万平米にするために公園用地としてくっつけるという考え方でいいということですね。

○委員長（藤原正夫君）　興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君）　はい、そのとおりでございまして、現在計画しているその3,000平米を市の用地を活用する場所については、今河川清掃なんかで土砂を埋め立てをしている部分の一部というようなことでご理解をいただければわかりやすいと思います。

○委員長（藤原正夫君）　ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君）　ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これより議案第82号　不動産購入の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君）　討論なしと認めます。

これより議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員長報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第82号 不動産購入の件を終わります。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時36分

○委員長（藤原正夫君） 引き続き会議を再開します。

補正予算の審査を行います。

議案第72号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） それでは、そのようにいたします。

それでは、都市計画課より、第8款土木費、第4項都市計画費、繰越明許費について説明をお願いいたします。

興石都市計画課長。

○都市計画課長（興石春樹君） それでは、続きまして、補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の18、19ページをお願いいたします。議案書につきましては10ページになります。

まず、予算科目8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、014塩崎駅周辺整備事業であります。2,369万5,000円の増額補正をさせていただくものでございます。財源内訳につきましては、国・県支出金として道整備交付金が1,054万9,000円の増額、地方債として合併特例債が1,240万円の増額、一般財源74万6,000円の増額であります。内容につきましては、国の第2次補正予算により、交付金の追加配分に伴う増額補正でありまして、現在進めております塩崎駅周辺整備事業の駅構内可動橋工事の委託及び南北駅前広場歩道上屋構造等設計業務委託の委託料を増額するものでございます。

次に、2目幹線道路整備費、001幹線道路整備事業であります。2,050万円の減額補正

をさせていただくものでございます。内訳といたしましては、委託料350万円の増額、公有財産購入費2,300万円の減額、補償・補填及び賠償金100万円の減額であります。財源内訳につきましては、国・県支出金として社会資本整備総合交付金1,140万3,000円の減額、地方債として合併特例債860万円の減額、一般財源が49万7,000円の減額であります。内容につきましては、現在整備を進めております新町本線道路改良事業の財源であります。国・県支出金の社会資本整備総合交付金の決定額が大幅に減額となったことから、効率的な事業執行を行うため減額補正し、予算の組み替えを行うものでございます。

次に、5目公園建設費、001公園整備事業であります。930万円の増額補正をさせていただくものでございます。財源内訳につきましては、国・県支出金として都市公園事業、事業費補助金465万円の増額、地方債として合併特例債440万円の増額、一般財源25万円の増額でございます。内容につきましては、国の第2次補正予算により交付金の追加配分に伴う増額補正でありまして、現在進めている中部公園整備事業の公園実施設計業務委託について平成29年度の事業執行を前倒しして実施するものであります。

次に、繰越明許費につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の24ページをお願いをいたします。議案書につきましては12ページになります。

予算科目8款土木費、4項都市計画費、5目公園建設費、13節委託料でありまして、繰越明許費930万円であります。財源内訳につきましては、国・県支出金460万円、市債440万円、一般財源25万円であります。内容につきましては、先ほど補正予算の説明をさせていただきました中部公園整備事業の公園実施設計業務委託について、平成29年度の事業執行を前倒しして実施するものであります。年度内の設計が困難なため、その翌年度に繰り越すものであります。

以上で補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いをいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

米山委員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、幹線道路整備事業で新町本線の国・県支出金の大幅な減額ということの説明がありました。これはどういう理由でこういう減額になったのか。市のほうの事業が進捗してないから今年度減らされているということなのか、もう少しその辺の内容を説明をお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君） ご質問の内容でございますが、当初28年度の事業予算ということで国のほうへ要望を上げたところ、当初は非常に少ない金額でした。その後、ほかの今の2事業については第2次の追加で補正予算で若干予算がついて、事業のほうが多くなっているんですけども、この赤坂、新町本線については、当初拡幅を西側へ一方的に片側で用地買収をしていきたいという計画の中で、内々に地元の地権者に当たっていたところ、やはり一方的な片側寄せだとちょっと承諾ができないという方が何人かいて、その辺は何度か用地交渉的な内々の動きをしていた関係で、ちょっと事業が遅れたというようなことで、最終的には10月に両方の折半で拡幅をしていくよということで地元の説明会を開催させていただいたというような経過があって、第2次のこの補正予算のほうに追加で申し込むことができなかったというようなことで、若干予算のほうが減ったという状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） 米山委員。

○議員（米山 昇君） そうすると、まだいわゆる事業採択がされていなくて、確定していたわけじゃないわけですね、この金額が。計上してあったのですがね。見込みで計上してあったけれども、最終的に今年度は補正間に合わない、国のほうのですね。そういうことで減額せざるを得ないという状況に陥ったと思うんですが、今後これはそのままということじゃなくて、両サイドへ広げるということを進めて、新たにまた国のほうの事業採択をしていただいて、来年度に向かって進めていただけるとは思うんですけども、その辺の計画はどんなような計画になっているのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小宮山係長。

○整備係長（小宮山 尚君） 事業採択はもう路線としてはされていますので、多少路線の修正がありますけれども、今後遅れた分も取り戻すように来年度予算も盛ってありますので、事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 予算の組み替えをするということですね。そういうことだね。

○整備係長（小宮山 尚君）　そうですね。ことしつかなかった分を来年以降要望をかけた
て、補助金を活用しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（藤原正夫君）　ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君）　公園整備事業で、繰越明許で実施設計の分が930万繰り越しとい
うことなだけども、これは実施設計を繰り越すということは事業執行できないということで、
この公園を整備する進捗に関しては、そういう状況の中で問題はないですかね。

○委員長（藤原正夫君）　興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君）　先ほど説明をさせていただいたんですが、当初この実施設計
は平成29年度で実施予定だったんですが、追加補正で予算がついたということで、前倒し
で28年度の予算を盛ってさせていただいて、ただ契約が年明けになりますから、期間が短
くなるので、29年度にまたがるというようなことで繰り越しをさせていただくという内容
でございます。だから、事業は逆に言うと少し早くなっているのかなという状況でございま
す。

○委員長（藤原正夫君）　内藤議員。

○議員（内藤久歳君）　ということは、この国・県支出金というものが予算がついたとい
うことで前倒しで進めるということなのかな。そういうこと。

○委員長（藤原正夫君）　興石課長。

○都市計画課長（興石春樹君）　そのとおりでございます。

○議員（内藤久歳君）　はい、わかりました。

○委員長（藤原正夫君）　ほかにございますか。

斉藤委員。

○議員（斉藤芳夫君）　今の話なだけども、中部公園の設計委託料と、例えばこれ930万
という想定しているけれども、間に合うか、足りないか、足りるかはわからないとい
うこと
ですね。

○委員長（藤原正夫君）　箭本係長。

○まちづくり推進係長（箭本 大君）　この金額につきましては国交省基準の単価等で設計を
させていただいておりますので、入札で多少下がったりすることもあるかもしれませんが、
おおむねこの額でいけるかというふうに考えております。

○委員長（藤原正夫君）　よろしいですか。

○議員（齊藤芳夫君） はい。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで都市計画課関係の質疑を終了します。

ここで職員の入れかえをするため、暫時休憩をいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、建設課より第6款農林水産業費、第3項国土調査費及び第8款土木費、第2項道路橋梁費について一括で説明をお願いをいたします。

寺島係長、お願いします。

○建設総務係長（寺島 信君） お疲れさまです。

それでは、建設課の12月補正予算につきまして、担当します建設総務係よりご説明申し上げます。

議案の10ページ、補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、3項国土調査費、1目地籍調査費をご覧ください。

当初予算1,082万5,000円に対しまして、補正額は648万円でございます。補正後の額は1,730万5,000円となっております。財源につきましては、補正予算説明書の8、9ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、第3節地籍調査費補助金353万5,000円の増額で、地籍調査費補助金であります。

補正予算説明書の16、17ページに戻っていただき、一般財源につきましては294万5,000円を増額するものであります。内容につきましては、委託料の増額で地籍調査事業費補助金の交付決定に伴い、平成29年度分を前倒して実施するものであります。

以上でございます。

○委員長（藤原正夫君） 続いて、輿石係長。

○建設土木係長（輿石文明君） お疲れさまです。

引き続き建設課の補正予算についてご説明申し上げます。

議案の10ページ、補正予算説明書の16ページ、17ページの下段をお願いいたします。

予算科目 8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費をご覧ください。

補正前の額 1 億5,500万円に対しまして、補正額は1,800万円の減額をお願いしまして、補正後の額は 1 億3,700万円となっております。財源の国庫支出金につきましては、補正予算説明書の 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目土木費国庫補助金、1 節土木費補助金と1,199万1,000円の増額で、防災安全社会資本整備交付金であります。

補正予算説明書の16ページ、17ページにお戻りいただきまして、市債につきましては事業費の減額と国庫支出金が増額となりますので、合併特例債を2,850万円減額しまして、一般財源も149万1,000円減額するものであります。委託料の1,800万円の減額につきましては、8月に補正をお願いしました長塚名取線、長塚橋通学路整備事業と長塚橋を2.5メートル拡幅する工事の委託料5,000万円の事業費を今年度の国庫補助金の交付決定によりまして、事業費が3,200万円となりましたので、差し引き1,800万円を減額するものであります。この事業につきましては、県へ工事を委託しまして執行いたしますが、県の事業計画は当初28年度、29年度の2カ年を予定しておりましたけれども、工程の精査によりまして、平成30年度の6月までかかる予定でありまして、年度でいきますと3カ年度にまたがる工事となります。今年度の事業費3,200万円につきましては、本年度と次年度の2カ年での執行となります。

なお、今回減額する1,800万円につきましては、次年度予算で交付金の申請を予定しております。

議案の12ページ、13ページ、補正予算説明書の24ページ下段をお願いします。

繰越明許費の変更になりますが、8月に5,000万円の繰越明許費をお願いしましたけれども、交付金の決定によりまして、今年度の事業費が3,200万円となりますので、1,800万円を減額した3,200万円に変更をお願いするものであります。

次に、25ページをお願いします。

債務負担につきましては、工事期間が3カ年度となりますので、県と3カ年にわたる費用負担に関する基本協定を締結するため、限度額1,800万円の債務負担行為の設定をお願いす

るものでありまして、今年度の3,200万円と合わせて全体で総額5,000万円の事業費を見込んでおります。

なお、県と締結する費用負担に関する基本協定につきましては、本市の限度額を5,000万円としまして、協定の締結時期は年明け1月上旬を予定しております。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 道路橋梁費、長塚橋の拡幅ですが、8月に補正して5,000万の事業費で、国へ交付金の申請をしたけれども、3,200万円しかつかなかった。不足分の1,800万円は今年度は減額して、次年度に再度財源を確保するために交付金を申請するというところでよろしいですか。

○委員長（藤原正夫君） 興石係長。

○建設土木係長（興石文明君） そのとおりであります。

○委員長（藤原正夫君） 三井部長。

○建設部長（三井敏夫君） すみません、2通りありまして、まず5,000万はかかる工事でございます。かかる工事だけでも、これを2年でやろうと思いましたが、県の都合で3年かかるよということですので、最後の1,800万分はまた次に盛らせていただきますということが1点です。

もう1点が、ここを見てくださいと、資料の24ページを見てくださいと、括弧内にあると思いますが、5,000万の工事をいたしますよということで、総額5,000万の工事で国・県支出金が550万円しかついてございません。これは今までの経過で、この補助金が非常に弱い補助金でございまして、おおむね11%ぐらいしかつかないんだろうなということで、見越して11%を見ておりました。ただ、あけてみましたら、規定どおり約55%だったので、国庫補助金が増えているということで、規定の55%を国庫補助金をとれたけれども、1年送りますんで、総事業費は落としてありますよということでございます。それで、今後県のほうと協議いたしまして、あとの残りの恐らく1,800万かかると思うんですが、これにつきましては今後予算措置をして、そのやっぱり約55%の国庫補助金を当てにしたいということでございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤原正夫君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 財源確保の観点から不足分の事業費を次年度に送り、財源確保するという事は私も必要であると思います。

次に、債務負担の関係の質問ですが、工事期間が3年になると。変更になるという説明がりましたが、県の計画変更で2年が3年になることはやむを得ないということですが、その辺の内容と工事工程の説明をお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 興石係長。

○建設土木係長（興石文明君） 工事期間につきましては、当初の計画で今年度10月に県と市で費用負担の協定を締結する予定でありましたけれども、10月に協定を締結して、11月に県で工事発注を行うという計画でいましたけれども、交付金の交付決定の時期、また、交付金が満額今年度配分されなかったこともありまして、予算の補正の対応のほうも必要になりまして、今後ですけれども、県との施工協定を1月に締結を予定しておりまして、県のほうで工事発注が当初の11月から3カ月遅れの2月契約を予定しております。そういった関係もございまして、30年の3月までの予定だったんですけれども、30年度の6月まで、3カ月事業期間が食い込むこととなりました。

次に、工程のほうですけれども、河川の工事につきましては、出水期である6月から10月は河川の水量を減らすことができないために、来年2月に契約を結んで、10月までの間は着工の準備と迂回路の仮橋の設置、橋桁の工場製作など行いまして、護岸改修と河川の工事については11月から着手という予定になっております。30年の3月末までに河川の改修と橋梁の下部工事を行いまして、30年度の4月から6月で上部工事と附帯の道路の取りつけ工事などを行う計画でありますので、よろしくをお願いします。

○委員長（藤原正夫君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） わかりました。8月の補正で認めた5,000万の事業費に変わりはないので、質問は以上としますが、県と協定を締結したら、次回この常任委員会に案件として報告をしていただきたいと思います。要望で結構です。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 地籍調査ということで、29年度分倍増して648万ということで今報告があったんですけれども、これ場所はどの辺を予定しているんですか。

○委員長（藤原正夫君） 寺島係長。

○建設総務係長（寺島 信君） 場所ということですので、今年度28年度分に実施した寺平

千田林道の北側じゃなくて南側のほうですね。逆側の沢のほうを14.6キロ平方メートルをやる予定でいます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 前もちょっとほかのところで言ったんですが、地籍調査、かなりもう長くやっているんだけど、全体のこの29年度、648万を入れると、当初の計画の全体の何%ぐらい今行っているの。

○委員長（藤原正夫君） 寺島係長。

○建設総務係長（寺島 信君） 今現在、地籍調査の実績なんですが、竜王地区内については12.8平方キロメートル、双葉については18.86で、全体の面積の40%以上やっているわけですね。あと敷島分については残りが30.17平方キロあります。今までのペースでいきますと、それを年で割り返しますと30年から40年かかるような計算になってしまうんですが、これは事業費の国の補助金とかそういったものもございますので、そういった形の中で今後いろいろ検討していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 竜王は40%で、敷島は大体何%ぐらいですか。

○建設総務係長（寺島 信君） 敷島が42%。

○委員（赤澤 厚君） 双葉は。

○建設総務係長（寺島 信君） 竜王と双葉は100。終わっています。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） あと敷島ということで、敷島が42%今行っていると。あと残りが58%。相当まだかかるということで、これは国のほうの補助金もあるし、いろいろあるので、大変だと思うけれども、努力してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（藤原正夫君） ほかにごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで建設課の質疑を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 02分

再開 午後 零時 03分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、第6款農林水産業費、第1項農業費（債務負担行為）について当局の説明を求めます。

小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） お疲れさまでございます。

それでは、農林振興課から12月の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の16、17ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費につきましては、補正前の額が8,355万円に対しまして66万4,000円の増額をお願いし、8,421万4,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額一般財源でありまして、007有害鳥獣捕獲等対策事業66万4,000円を増額補正するものでございます。

内容につきましてご説明させていただきます。

有害鳥獣捕獲等対策事業につきましては、8月補正の際にも増額補正をさせていただきましたが、ことしの異常気象による長雨の影響によりまして、別の場所におきまして木々の倒木により破損した箇所が発見されたため、鳥獣害防止柵の4カ所の修繕に係る経費をお願いするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産費につきましては、補正前の額が4万円に対しまして3,178万6,000円の増額をお願いし、3,182万6,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額県支出金の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金でありまして、001畜産振興費3,178万6,000円を増額補正するものでございます。内容につきましては、甲州牛生産推進クラスター協議会への補助金として畜産・酪農収益力強化事業費補助金をお願いするものでございます。黒毛和牛の中でも品質ランクが4等級、5等級

に格付けされたブランド牛であります甲州牛の安定した生産力と収益向上を目指し、山梨県内では初めての試みとなります甲州牛生産推進クラスター協議会が畜産農家を初め、地域関係者が連携して取り組んでいくため、平成27年に結成されました。この協議会におきまして、畜舎を新設等により新たに黒毛和牛の種子牛を導入し、安定的な供給を実施することにより、甲州牛の生産拡大を図ることを目的とした畜産クラスター計画を策定し、このたび国の事業認可を受けたところでございます。

この計画に基づきまして、協議会から構成員であります有限会社小林牧場が畜舎及びふん尿処理施設を設置する費用に対する補助金申請がありました。この補助金は市を経由して補助金申請を行い、市を経由して補助金を交付することになっているため、今回甲州牛生産推進クラスター協議会に対する畜産・酪農強化事業費補助金をお願いするものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費につきましては、補正前の額1億6,264万7,000円から37万7,000円の減額をお願いし、1億6,227万円とするものでございます。財源内訳につきましては、全額県支出金の県営土地改良事業事務委託金でありまして、003県営土地改良事業37万7,000円を減額補正するものでございます。内容につきましては、現在双葉北部地区の宇津谷地内におきまして、県営土地改良中山間地域総合整備事業として圃場整備換地業務を行っておりますが、換地委員会の委員の手当について、当初予算において計上してありました補助金から支出内容に合わせ、報償費に振りかえ、あわせて不用見込み額を減額するものでございます。

引き続き予算説明書25ページをお願いいたします。議案書は13ページになります。

債務負担行為に関する補正についてご説明をいたします。

先ほどご審議をいただきました甲斐敷島梅の里クラインガルテンの指定管理について協定を締結することに伴います債務負担行為でございます。指定管理料の限度額6,350万円、期間につきましては平成29年4月1日から平成34年3月31日までの間、債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で12月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ありませんか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 有害駆除の補助対策事業で4カ所ということなんですけれども、その

場所の詳細を教えてください。

○委員長（藤原正夫君） 保坂係長。

○農林振興係長（保坂義実君） 補正のほうをお願いをいたしました場所につきましては、神戸地区が1カ所、前回補正をお願いをしました付近でさらにまた一度新たに倒木があったところ、それから、亀沢の藤ノ木の天沢寺の墓地の東側の山林にある防止柵が1カ所、それから、あと吉沢の2カ所で破損等が確認をされましたので、今回補正ということをお願いをさせていただきました。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 別件で畜産振興費ということで、これは3,178万6,000円。黒毛和牛、4等級、5等級ということで、これは平見城の小林牧場のほうという話だったんですけども、全額これ小林牧場なんですか。あそこに色々な人、四、五軒、畜産やっている人がいるんですけども、基本的に小林牧場全額これ確定ということですか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほど言いました甲州牛生産推進クラスター協議会のメンバーが小林牧場となっておりますので、小林牧場に今回は補助金を交付するものでございます。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） それ以外の畜産業者は入っていないということ。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今回こちらのほうが甲州牛出荷組合ということで、小林牧場さんがこちらのほうに加盟してしまっていて、ほかのところは入っていない状況でございます。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございませんか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今の関連ですけれども、畜産振興費等3,100万。これは先ほど建設費とかということでございますが、これはこういう補助金でやった場合に、和牛とか、あるいは甲州牛、売り上げがあるいは増産になるのか、内容的にはどのように考えておるかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） こちらの甲州牛のほうは年々増加しておりまして、27年度は384頭でありましたが、平成31年度を目標年度としまして、県全体としては450頭にする計画でございます。こちらの小林牧場につきましては、最大で200頭規模飼育をできるよう

な計画となっております、県内の食肉市場のほうへ年間100頭を出荷して安定率を図る計画となっております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 先ほどこの畜産振興関係で小林牧場さんに交付することになっていますが、甲州牛の生産推進クラスター協議会というのはメンバーが小林牧場だけだというような説明に聞こえたんですけども、協議会というのに1社だけで協議会というのが成り立つのかどうか。本来複数の人とか法人とかできて、甲斐市だけで小林さんなのか、その辺はどのような組織でどうなっているのでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 先ほどその小林牧場さんが入っている組合のみを説明させていただきましたけれども、協議会のメンバーとしましては甲州牛出荷組合、株式会社キャトル21、全国の協同組合連合会山梨県支部、米国畜産家、梨北農業協同組合の畜産飼料課、クレイン組合連合会山梨県支部、あと山梨県食肉流通センター、山梨県農業共済組合、公益財団法人山梨県畜産協会、山梨県家畜改良協会、公益財団法人山梨県子牛育成協会と、あと山梨県というところで組織をしている協議会でございます。

○委員長（藤原正夫君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） たくさんの組織ですが、甲斐市とすれば小林牧場しか該当しないということなのか、それで、今後こういう形でさらにふん尿処理ばかりじゃなくて、牛舎だとかいろんなものを整備するとかというようなことで、さらにこういう補助金をもらえるというのか、そういうようなことも起こり得るのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（藤原正夫君） 小澤課長。

○農林振興課長（小澤 明君） 今のところ今回の畜舎の建設のみと聞いております。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

斉藤委員。

○議員（齊藤芳夫君）　ここ12月に来て補正でという話なんだけれども、これってそういうふうにもいろいろな組織の中でいろんな計画を練っている中で、要望していたけれども、なかなか出ないで12月の補正になったと。それでお金がついたからこういう内容だというふうに見えてくるんだけど、当初からこういうものの要望なりというものは出ているということと解釈してよろしいですか。余ったから出てきたみたいに見えるんだけど。

○委員長（藤原正夫君）　小澤課長。

○農林振興課長（小澤　明君）　先ほど申し上げましたとおり、今年度計画のほうは策定されて、国の認可がおりましたので、今回申請になるというような流れとなっております。

○委員長（藤原正夫君）　よろしいですか。よろしいですね。

ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

これで農林振興課関係について質疑を終了します。

以上で議案第72号　平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）の質疑を終了します。

これより委員会に付託されました議案第72号　平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

本案について討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君）　討論なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第72号の審査を終了します。

ここで職員の入替えのため、暫時休憩します。

ご苦労さまでした。

休憩　午後　零時16分

再開　午後　零時17分

○委員長（藤原正夫君）　会議を再開します。

引き続き補正予算の審査を行います。

ここでお諮りいたします。この後行います特別会計の審査方法であります、全て歳入歳

出一括で説明を受け、審査をしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認め、よって、審査の方法は、歳入歳出一括で行うことに決定をいたしました。

それでは、議案第77号 平成28年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） お疲れさまです。

それでは、平成28年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算をお願いするものでございます。

議案集31ページをお願いいたします。

平成28年度の簡易水道特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるということで、地方債、第1条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第1表 地方債」によるということでございます。

まくっていただきまして32ページでございます。

第1表 地方債。

起債の目的、簡易水道事業。限度額、590万等々でございます。

ここで1つおわびを申し上げたいと思います。本来ですと、こちらの金額については当初予算に盛らなければならないということで、予算的には590万円起債を借りるということで、当初予算でご承認をいただいておりますが、この第1表 地方債のこの表を忘れておりました、抜けていたという形の中で今回補正という形で改めて限度額等々をご承認していただくために起こしたものでございます。大変申しわけございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対し委員の質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） これで傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第77号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第77号 平成28年度甲斐市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第77号を終了します。

次に、議案第79号 平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明をお願いします。

小林上水道課長。

○上水道課長（小林信生君） それでは、上水道会計の補正予算をご説明いたします。

議案集37ページでございます。

平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、総則でございます。平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出でございます。平成28年度甲斐市水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

科目、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、収入の部でございますが、168万円増額をさせていただきます。

また、支出の部、第1款水道事業費用、第1項営業費用、こちらについては111万1,000円を増額をお願いするものでございます。

第3条、予算第10条に定めた、棚卸資産の購入限度額を484万2,000円に改める。

内容でございます。こちらにつきましては、前の常任委員会で報告させていただきましたが、富士ピュアにまつわる龍王源水の回収という形の中で行ってまいりました。一般の家庭及び自治会等の回収は終わっておりますが、防災危機管理課にあります備蓄用のものが約6,000本あります。そちらのものについてはちょっと在庫がございませんので、新たに製造して入れかえを、交換をします。あと、ことしにつきましては埼玉のふじみ野市及び静岡県御前崎市及び牧之原市が備蓄用として何百ケースという形の中でご注文いただきまして、そちらの分もあわせて製造したいということでございます。

収入と支出の額が同じにならないのは、支出につきましては製造の単価ということで111万1,000円、収入については売り上げでございますので、若干利益が上がりますので、168万円ということでございます。

それでは、今度水道事業会計補正予算説明書のほうをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出。

収入及び支出ですが、先ほどご説明したとおり、収入については168万円の増額、支出については111万1,000円の増額をお願いするものでございます。

2ページのキャッシュフロー計算書でございます。

こちらについては当初と変わっているのが、1の業務活動によるキャッシュフローの一番上、当年度純利益、こちらが製造と売り上げの差額、純利益が44万4,555円増えますので、そちらの分がプラスになっております。2と3については変更ございませんので、最終的に資金期末残高が5億4,720万9,609円となるものでございます。

それでは、3ページ、4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

こちらについては資産の部でございますが、下の2の流動資産の(1)の現金及び預金でございます。こちらが先ほど言いました収益の44万4,555円がプラスとなり、資産合計が80億9,605万9,840円となるものでございます。

負債の部でございますが、そちらも下のほうにいただきまして、資本の部、(2)利益剰余金、ハ当年度末処分利益剰余金が先ほど言いました44万4,555円が増額となりまして、一番下の負債資本合計80億9,605万9,840円が資産の部の合計と同じとなるものでござ

います。よろしく願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

この水道事業会計の見方というのは大変難しいんですけども、皆様もベテラン委員ですけども。

これより委員の質疑を行います。

質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 大変増額ということで売り上げ、今タイアップをいろいろやっているんですけども、やっぱり国内の受注を増やしたほうが確実に僕は思うんですよ。今4つの市ですか、よその市で、3市。3市でそういったうちの水を使っただけということは大変ありがたいことで、そういったところをできるだけ増やして、やっぱりこういった純利益を上げていくということが大切だと思うんだよね。その辺の努力を今後どんなふうな方向で、市のほうで国内のそういったところで販売を増やしていくとことを、もしこんな方法でやるという計画があったら教えていただければありがたいと思うんですけども。

○委員長（藤原正夫君） 小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 本年度は一応本市と災害協定を結んでいるふじみ野市とか御前崎市さんとお話をさせていただいて、たまたまそういう備蓄をやっているという形の中で購入いただきたいという方向があります。県内ではそういうのをやっているところがあると思われまので、県内についてはちょっとお知らせというんですか、そういう形の中でやったりとか、あとは県外についてはこういう市を通じて情報を得ながら、そういうPRもしていきたいと思っております。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひ今後もそういったPR、発信をして、災害のときのこういった備蓄する水をうちの水を使ってもらう発信をして、うちとしても利益を上げることが一番大事だと思うので、今後も鋭意努力をしていただければありがたいと思うので、よろしく願いします。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 関連で、今姉妹都市というか、特に姉妹都市というと浜岡の近くの御前崎市。御前崎市には大体どのくらいの受注があったのか。例えば昨年とことしの比率はど

のくらい増えたのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） わかる範囲で。

小林課長。

○上水道課長（小林信生君） 御前崎市さんが今年度箱で言いますと218箱、本数だと5,232本の今注文をいただいております。牧之原市さんが箱で75箱、1,800本の受注をいただいております。また、埼玉のふじみ野市さんでございしますが、100箱、2,400本を、こちらのほうはもう既に購入していただいて、ことしの防災訓練のほうで使っていただいたということでございます。

県外のこういう自治体に購入していただいたのは今年度が初めてでございます。来年も引き続きPRをして受注のほうを勝ち取りたいと思っております。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。まだ。

じゃ、三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 要望で。なお一層の努力をお願いします。よろしく。要望で結構です。

○委員長（藤原正夫君） ありがとうございます。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第79号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第79号 平成28年度甲斐市水道事業会計補正予算（第3号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員長報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第79号を終了します。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 零時 30分

再開 午後 零時 31分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

続きまして、議案第78号 平成28年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

山田下水道課長。

○下水道課長（山田 洋君） お疲れさまです。

下水道事業特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

初めに、歳入から説明いたします。

補正予算説明書76、77ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金509万6,000円の増額は、繰越金の確定に伴う歳出予算に充当するための一部の増額補正であります。

次に、歳出であります。補正予算説明書の78、79ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費509万6,000円の増額補正でありまして、全額一般財源であります。003下水道総務事務費の27節公課費で、課税売り上げや特定収入の歳入を過小に見積もったことなどによる消費税納付金の確定に伴う増額補正をお願いするものであります。

次に、80ページをお願いします。

繰越明許費になりますが、2款事業費、2項公共下水道費、1目公共下水道費、繰越明許

費2,000万円でありまして、財源内訳は国庫支出金881万円、市債1,010万円、一般財源109万円であります。内容といたしましては、国の補正予算が採択されたための島上条地内での事業になりますが、甲府市の上水道工事と同時施工となるため、完成が8月末予定であることが理由であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点すみません。今聞き漏らしたかもわかりませんが、509万6,000円ですか。この過小評価というのはどんなあれ、ちょっとすみません。

○委員長（藤原正夫君） 山田課長。

○下水道課長（山田 洋君） 消費税の申告を前年度分の決算に伴いまして、翌年の9月に確定申告をするんですが、下水道使用料が主に課税売り上げ、通常使用料を徴収するときに8%の消費税をいただいているんですが、その見込みが若干少なかったというのが主な原因になります。

以上であります。

○委員（山本今朝雄君） ありがとうございます。

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

○委員（山本今朝雄君） はい。

○委員長（藤原正夫君） ないようですので、これで委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） これですべて傍聴議員の質疑を終了します。

これで議案第78号の質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第78号 平成28年度甲斐市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより本案について採決します。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で本委員会に付託されました議案第78号を終了します。

ここで暫時休憩し、職員が退席します。

休憩 午後 零時 35分

再開 午後 零時 36分

○委員長（藤原正夫君） ここで先ほど農林振興の建設課のときに寺島係長の説明がありまして、ちょっと誤りというか訂正がありますので、許可をします。

寺島係長。

○建設総務係長（寺島 信君） すみません、先ほど赤澤議員のほうから敷島地区の地籍調査の補正で増になる部分についての面積をとということでお伺いをされたんですが、私のほうでちょっと勘違いをいたしまして、残っている面積を言ってしまいました。実際のところ、千田、吉沢の一部で0.4平方キロメートルが今回補正の対象となる地籍調査の面積となります。大変失礼いたしました。すみませんでした。

○委員長（藤原正夫君） 以上、訂正でございますので、よろしいですね。

ご苦労さまでした。

休憩 午後 零時 37分

再開 午後 零時 46分

休憩 午後 零時 47分

再開 午後 零時48分

○委員長（藤原正夫君） 会議を再開します。

次に、請願第28-3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書を議題といたします。

紹介議員より請願の内容を説明をお願いいたします。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 大変お疲れのところ、請願をお願いするということで恐縮でございます。

今回日本労働者協同組合連合会というところから請願をいただきました。

それでは、早速請願書のほうを読み上げさせていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書。

甲斐市議会議長殿。

請願者、東京都豊島区東池袋1-44-3、池袋ISPタマビル。

氏名、日本労働者協同組合連合会センター事業団、理事長、藤田徹。

紹介議員といたしまして、今回金丸寛議員、斉藤芳夫議員、そして私の3名が紹介議員として本日お願いするところであります。

請願要旨。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定に向け、国会での徹底した議論と速やかなる制定を求める意見書を貴議会において採択し、政府及び関係行政官庁宛てにご提出いただきたくお願い申し上げますということでございます。

請願理由です。

「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人全てが、協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、「働くこと」を通じて、「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。

国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきましたが、「自分たちの働き方に見合った〈法人格〉が欲しい」、「〈労働者〉として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めて活動を続けてま

いりました。

そのかいあって、この働き方や法人を認めるための「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で110名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まりました。

この「協同労働の協同組合」は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や、地域のさまざまな課題に住民自身に取り組むための「組織」として期待をされています。

私たちは、この法制化の流れを推し進めるため、国会での議論と速やかな制定を強く要望いたします。誰もが仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、こうした働き方は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会に参加する道を開くものです。

甲斐市におかれましては、本請願の趣旨についてご理解いただきたく、政府及び関係行政館長宛てに速やかな制定を求める意見書を提出していただきたくお願いいたします。

このような請願書をいただきました。

○委員長（藤原正夫君） これより内容等につきまして紹介議員に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、趣旨は説明受けたんですけれども、これ該当する組合といいますか、それは甲斐市か山梨県か、何かこういう団体はあるんですか。

○委員長（藤原正夫君） 滝川委員。

○委員（滝川美幸君） このワーカーズユープさんという団体の事務所がただいま甲府市の駅前近くの共立病院の中のビルがあるんですが、そこの中の一角をお借りしているということで、事業をしているようです。

○委員長（藤原正夫君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 山梨県でその甲府市の共立病院の中で事業を展開しているということで、これはワーカーズユープ、ワーカーズコレクティブ、僕らは初めて聞いた名前なんで、内容がちょっとよくわからないんですけれども、こういった働く人を通じて生きがいを持ってこうやって組織をつくってやるということは、これは問題ないんじゃないかと思うんで、ただ、ちょっと山梨県でそういったものがあるかどうかちょっとお聞きしたいということで、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（藤原正夫君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですね。

以上で質疑を終了します。

これより本請願について順次各委員の意見を求めます。

まず、金丸副委員長から意見を述べていただきたいと思います。

○委員（金丸 寛君） ただいま趣旨を伺ったところ、非常に働き方としては斬新といえますか、新しい働き方、長い期間経過はしているということですが、実績もあるということで、私としては賛成でございます。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 賛成ということですか。

○委員（金丸 寛君） はい。

○委員長（藤原正夫君） 続きまして、赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今説明を受けて、ちょっと山梨県がそういった事業を展開しているということがわかったんですけども、ここにもあるとおり、働く人たちの困難を抱えている人たち自身が社会に参加する道を開くということで、こういったものを法的に定めていくということは私自身もこれから必要じゃないかと思うんで、この意見書に対しては賛成をしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） じゃ、横山委員。

○委員（横山洋介君） 新しい働き方の動きということで、皆さんで協同、出資をし合って働いていく。将来的に今社会的認知が足りないということで、それに対して認めてほしいという皆さんのご意見ですので、私は賛成させていただきたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） じゃ、次に、三浦委員さん。

○委員（三浦進吾君） ただいま請願書のご説明を承った中で、国会でも110名を超える超党派の議員の面々が立ち上がるということであると。働く方のいろいろ今までも協同組合なんという法律があったわけですけども、そちらの協同組合とはちょっと違うような形が請願の中では書いてあるわけですけども、そういう点で時代に合った請願かなということで、私は賛成といたします。

○委員長（藤原正夫君） 続きまして、山本委員。

○委員（山本今朝雄君） この請願の請願理由にもありますように、働くこと、生きることに

困難を抱える人々自身が社会参加の道を開くものである。こういう趣旨からいきまして、私も賛成をしたいと思います。

また、全国でも800以上の地方議会で採択されているようでございます。賛成です。

以上です。

- 委員長（藤原正夫君） 最後に、小澤委員。
- 委員（小澤重則君） 採択で結構でございます。
- 委員長（藤原正夫君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後 零時 58分

再開 午後 零時 59分

- 委員長（藤原正夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより請願第28-3号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める請願書について採決します。

本請願は採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（藤原正夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任を願います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時 02分

再開 午後 1時 03分

- 委員長（藤原正夫君） それでは、会議を再開します。

先ほど採択されました請願は関係機関へ意見書の提出が求められておりますので、これより意見書（案）について協議をいたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

有野事務局員。

○書記（有野恵里君） お手元にお配りしました意見書（案）を朗読させていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）。

現在の日本では少子高齢化が進む中、労働環境も「ワーキングプア」「非正規労働者の増大」などの変化が生まれてきています。また育児や介護などで就業が継続できなかった人や、就業機会を失った人たちの労働を可能にする、多様な働き方の実現が求められています。

このような中、「地域の問題は、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会などさまざまな非営利団体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。

この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資し合い、全員参加の経営で、仕事を行う組織ですが、国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきました。

その中で「自分たちの働き方に見合った〈法人格〉が欲しい」、「〈労働者〉として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきました。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会では110名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。

誰もが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子化・高齢化社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求めるものです。以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） ただいま事務局より意見書（案）について説明が終わりました。

この意見書（案）について修正箇所が皆さんにございましたらご意見を伺いたいと思います。

三浦委員。

○委員（三浦進吾君） 今事務局が朗読しておったんですけれども、下から6行目ですね。ちょっと今、上記の理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、この少子とあったけれども、少子化と朗読したような気がしますけれども、ここを事務局が少子化とどちらがいいのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（藤原正夫君） 有野さん。

○書記（有野恵里君） 大変申しわけありませんでした。間違えてしまいまして、少子・高齢社会に対応する有力な制度ということで訂正をお願いいたします。

○委員長（藤原正夫君） だそうです。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしければ、これで意見書（案）の協議を終了しますが、賛成委員の皆さんには、後ほど意見書へ署名をお願いをしたいと思います。

これをもちまして本委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

委員におかれましては慎重審議ご苦労さまでございました。

次に、その他に入ります。

11月22日火曜日に開催しました甲斐市商工会との意見交換会につきましては、先ほどお礼状を先方に配送させていただきました。今後は委員会として内容を集約し、委員長名において当局へ申し入れたいと思います。

本日お手元に配付させていただきました会議録を参考にいただき、申し入れ内容についてご確認をしていただきたいと思います。申し入れ内容については、庁舎及び竜王駅南北自由通路へ情報発信ポストの設置、甲斐市独自の執行権事業の実施、以上、2件を申し入れ事項として上げさせていただきたいですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） よろしいですか。

申しわけないですけども、何項目もあったんですけども、一応私と有野さんで議論して、委員長一任ということでやらせていただきましたけれども、よろしくをお願いします。

この申し入れ内容以外で特に委員の皆様から申し入れるべきと思われる内容、ご意見等がありましたらお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） それでは、本日皆様から出された意見をもとに当局へ申し入れを行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） そのようにしたいと思います。

なお、1月の議会だよりの掲載原稿につきましては、委員長一任にてお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） それでは、そのように決定をいたしました。

以上で甲斐市商工会との意見交換会の意見集約について終わります。

引き続きその他に入ります。

委員よりその他何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（藤原正夫君） 事務局で有野さん。

○書記（有野恵里君） 次回の常任委員会の日程のほうを連絡させていただきたいと思います。

次回の常任委員会、1月16日月曜日になります。午前9時から予定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（藤原正夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会といたします。

長時間ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 1時10分